村瀬進治議員に対する議員辞職勧告決議

村瀬進治議員は、市職員に対するハラスメント行為等に関する東海市議会議員政治 倫理委員会の調査報告書によると、議員の立場を利用し、度重なる市職員に対するハ ラスメント行為を始め、庁舎管理規則違反となる街宣活動、市の事業における妨害行 為、そして政治倫理委員会における二度の誓約書に違反する事実が明らかになった。

村瀬議員は、過去、三度にわたり東海市議会議員政治倫理委員会の調査を受ける不適切な言動等を行ってきており、その都度、問題となる言動等が確認されているが、これまでに反省し行動を改めることはなく、今回も人権侵害行為に当たるハラスメント行為等を繰り返すに至っていた。

村瀬議員は、公職にありながら、その立場を利用し、高圧的に侮辱を伴う言動等を繰り返し、自己の政治的目的を達成しようと市職員に対してハラスメント行為を行った。さらに、所属していた国政政党「日本維新の会」を引き合いに出し、政党やマスコミ等を通して批判するぞと威嚇したり、関係執行部職員の居住する地域において批判的な街宣活動を行う行為は、ハラスメント行為を一層エスカレートさせたもので、被害者である執行部職員に深い心の傷を負わせたほか、市の業務に多大な支障をもたらすものであり、断じて容認することはできない。

その他、政治倫理委員会における誓約書違反の事実等が確認されたところであり、 今回の村瀬議員の一連の行為は、東海市議会基本条例第21条第1項の「議員は、市 民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するもの とする」という規定や東海市議会議員政治倫理要綱第2条の遵守事項に著しく違反し、 市民代表である議員として甚だ遺憾であり、議員の資格を問われても致し方ない問題 行動であると糾弾する。

よって、村瀬議員に対し、今回の不適切な言動等の責任を真摯に受け止め、速やかに議員の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和5年9月20日